

全日教連 要望結果報告

(発行 令和5年6月27日)

第4次中央要請行動

文教予算及び教育制度等に関する要望

こども家庭庁

総務省

厚生労働省

文部科学省

○ 日時 令和5年6月12日(月)

10:30~11:00 こども家庭庁

13:00~13:30 総務省

13:30~13:50 厚生労働省

15:00~15:30 文部科学省

○ 回答者

(1) こども家庭庁

支援局虐待防止対策課 自治体支援係長 宮下 信吾 様

支援局総務課 政策調整委員 藤原 智史 様

長官官房参事官(総合政策担当) EBPM 推進室 参事官補佐 吉岡 新 様

(2) 総務省

消防庁防災課 係長 遠矢 康平 様

消防庁防災課 係長 国井淳一郎 様

総合通信基盤局電波部移動通信課 第一業務係長 中村慎太郎 様

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

ブロードバンド整備推進室 政策係長 岡本かおり 様

情報流通行政局地域通信振興課 係長 濱口 智美 様

(3) 厚生労働省

社会・援護局(社会) 総務課自殺対策推進室 地域支援係長 村松 裕文 様

(4) 文部科学省

大臣官房学習基盤審議官	寺門 成真 様
財務課 給与予算・総括係 係長	内田裕一郎 様
財務課 定数企画係 係長	小俣 溪 様
修学支援・教材課庶務 助成係長	小宮山雄輝 様
スポーツ庁地域スポーツ課企画係長	山本 純香 様
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室係長	外尾 倫美 様
初等中等教育企画課 調査係長	石川 源 様

○ 要望者

- (1) こども家庭庁 委 員 長 前田 晴雄
副 委 員 長 熊倉 孝郎 金子 孝司 喜多 政博 高木 俊彦
単位団体役員 塚田 大輔 栗田 大智 青山 貴史
事 務 局 長 渡辺 陽平
事 務 局 次 長 林 則久 弘瀬 雅一
- (2) 総 務 省 副 委 員 長 熊倉 孝郎 喜多 政博
単位団体役員 塚田 大輔 栗田 大智 青山 貴史
事 務 局 次 長 林 則久
- (3) 厚生労働省 委 員 長 前田 晴雄
副 委 員 長 金子 孝司 高木 俊彦
事 務 局 長 渡辺 陽平
事 務 局 次 長 弘瀬 雅一
- (4) 文部科学省 委 員 長 前田 晴雄
副 委 員 長 熊倉 孝郎 金子 孝司 喜多 政博 高木 俊彦
単位団体役員 塚田 大輔 栗田 大智 青山 貴史
事 務 局 長 渡辺 陽平
事 務 局 次 長 林 則久 弘瀬 雅一

【こども家庭庁】

要望内容 ※は回答を求める事項

教育関係施策及び関連予算に関する要望

- 1 児童虐待を防止するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に則った関係機関等における支援相談体制の強化を図ること
- ※2 ヤングケアラーの早期支援のために、ヤングケアラーへの理解を促す取組の推進や関係諸機関による支援体制の強化を図ること
- 3 医療的ケア児が学校や地域社会において必要な支援を受けられるよう、支援相談体制の強化を図ること
- 4 困難な状況にある子供たちに、必要な支援を行き届かせるために、関係省庁と連携して、子供に関するデータの連携や利活用に向けた取組の推進を図ること
- ※5 関係諸機関と連携して、子供の福祉、保健、医療等に関する一体的な支援に向けた体制の整備を進めること

こども家庭庁回答

○ 要望2について

ヤングケアラーの支援に当たっては、教職員や各自治体との連携を非常にありがたく思っている。まず、前段の早期支援のために理解を促すという観点であるが、こちらについては、令和4年から令和6年までの3年間で、政府としてヤングケアラーの認知度向上期間と指定している。ヤングケアラーという呼称自体が知られておらず、令和2年の調査では、中高生においては2割程度しか認知していないという結果であった。そもそもヤングケアラーがどういうものかが分からないと子供たち自身も自分がヤングケアラーなのかどうなのかというところが認識できないと考えている。まず政府としては、この3年間、腰を据えてしっかりヤングケアラーの普及啓発を行っていく。そのため、こども家庭庁のホームページを現在鋭意更新等しており、ヤングケアラーを知ってもらうコンテンツ、例えば動画、著名なところでは貫地谷しほりさんとのコラボ動画もある。このような動画を是非活用いただきたいと考えている。

関係諸機関による支援体制の強化については、現状まだまだ取組はこれからというところであ

る。政府としては、令和4年度から、ヤングケアラー支援体制向上支援事業を展開している。どのような事業かという点で各自治体において、ヤングケアラーの窓口を着実に整備してもらうための支援事業である。もし教師や医療関係者、その他様々な方がヤングケアラーを発見した際に、とりあえずその自治体の窓口につないでもらえれば何かしらのサービスを受けられるというようなことを進めている。我々としては、学校現場が非常に多忙であると文部科学省等からよく伺っている。したがって教師がその場で対応するというわけではなく、窓口につなぎ、専門家が対応を行っていくということである。各自治体に、順次専門家が増えてきているところであるので、そういった方にまずつなぐという取組を行っていききたい。この事業を積極的にこの3年間で進めていきたいと考えているので、各自治体の状況を確認してもらって、全日教連にも普及・啓発の支援をお願いしたい。

○ 要望5について

令和3年の11月に、デジタル臨時行政調査会で、岸田総理から、虐待等から子供を守ることにについて検討があった。そして同年12月に閣議決定された子供政策の新たな推進体制に関する基本方針に地方自治体において個々の子供や家庭の状況、支援内容等に関する教育、保健、福祉等の情報を分野横断的に連携、集約するデジタル基盤を整備したうえで情報を分析し、支援の必要な子供や家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組の推進を行うという記載も盛り込まれた。これらを受けて、昨年度デジタル庁において、子供のデータ連携プロジェクトの実証事業を実施している。7つの自治体が採択し、昨年度1年間、デジタル庁で実証事業が行われた。各団体によって取組は様々であったが、先月、デジタル庁Webサイトにて、これらの報告書が取りまとめられて公開された。やはり教育・保健・福祉等、様々なシステムに分散しているデータを連携させて、支援が必要な子供たちを、SOSを待つことなく発見して支援につなげられないかというような取組という点は共通しているので、御覧いただきたい。同時に昨年度デジタル庁において、個人情報の保護やその適切な取り扱いを確保するという点に課題意識をもって、子供データ連携の実証事業を行うに当たってのガイドラインを整理して発信している。デジタル庁の成果や課題等を引き継ぐ形で、今年度、こども家庭庁総合政策課のEBPM推進室においてデータ連携の実証事業を引き継ぎ実施している。先日14団体について採択を行い公表したところであり、こども家庭庁のWebサイト上で、自治体名だけであるが公開をしている。昨年度、デジタル庁で実証事業に取り組んでいたうち、5団体は2年目の取組として引き継いでいる。その他今年度新たに取組を開始する団体が9団体あり合計14団体となる。それらを取りまとめる検証受託事業者を公募していたが、その業者が先日決まったので、6月下旬から7月頭にかけて、実証事業が本格的に進み出すことになる。この実証事業に関しては、検討段階であるが、中間報告会や最後の成果報告会というものを予定している。どこまで、どんな形で公開していくかという点はこれから詰めていくところである。様々、ホームページ上で成果や課題を共有していきたいと考えているので、御覧いただきたい。

質疑応答

○ 要望2に関連して

【全日教連】

教職員が対応するというのではなく、スクールソーシャルワーカー等の専門家につないで対応してもらえるとのこと、ありがたく思っている。支援の在り方、体制については自治体の財政状況もあり自治体間でかなりの格差があると思われる。自治体の関係部局に補助金等の支援は行われているのか。



【こども家庭庁】

言われるように、現状としては自治体によって差がある。ヤングケアラーの支援について国の補助金のメニューが、3分の2国庫負担、3分の1自治体負担となっている。これまでの実績を分析してみると、都道府県レベルにおいて、ヤングケアラーの窓口を作ってもらっているケースが多く、一般市町村レベルで、学校関係者が気軽に相談できる窓口の整備は未だ不十分などところがある。この現状を踏まえ、昨年度と比較して予算規模も増額して各自治体に利用してもらいたいと考え、周知徹底を図っている。引き続き、学校関係者の方が相談しやすい窓口を作ってもらえるよう努めていきたい。

【全日教連】

不登校関係の教育センターに勤めていたが、保護者と面談をして話を伺うと一人親家庭で兄弟姉妹の多い家庭は、ヤングケアラーの子供がいる傾向が高かった。例を挙げると、6年生の子供が家事を行いながら弟の面倒を見ていた。それがその子供にとって当たり前で何れも疑問に思っていなかった。その当時はまだヤングケアラーの概念も浸透していなかったため、その子供に関わる教師も母親の手助けをしているとの認識であった。そのように家事に取り組む子供であったので、学校でも問題が表面化しづらく、友達関係も良好であった。しかし昼夜逆転の生活になることで無理がたたり、不登校になるというケースがあった。

【こども家庭庁】

重要な視点を指摘していただいた。ヤングケアラーの当事者や元当事者の声を聞くと、ヤングケアラーである現状を否定してもらいたくないというのが一義的にはある。したがって、よく行政はヤングケアラーの現状をなんとかしなければならぬ、ケアの時間を減らさなければならぬと考えがちではあるが、実はそうではなくて、しっかり寄り添っていくということが、動画でもコンセプトとして描かれているところである。一方で、中には本当にケアの時間を縮減しなければならない、そういうケースもあると思う。実際には本人が望むのであれば、ケアを別の人が代わって行うような支援をしていかなければならない。令和3年度の第1次補正予算で子育て世帯訪問臨時特例事業を措置した。この事業を行ったことで例えば、実際に子供が料理をしていた時間

等を家事代行サービスが担う等の取組が自治体で広がっている。福岡市や高崎市の取組が有名である。その他、来年の4月1日に改正児童福祉法が施行される。そうすると、先述した家事支援のサービスも法的に一事業として位置付けられるようになる。このように法的根拠がしっかりあるとかなり多くの自治体に取り組んでもらえるのではないかと考え積極的に進めているところである。来年は子供家庭センターもできるので、よりパワーアップし、自治体の中でも情報連携が取れるような組織となる。子供家庭センターと学校現場が直接つながってもらえると、我々としてもありがたい。

○ 要望5に関連して

【全日教連】

子供の情報の接続がうまくなされていないように感じている。行政がもっている情報というのは、小学校入学まで我々教職員が伺い知ることができない。前もって子供の特性や、その他の情報を学校現場が受け取ることができていれば、小学校1年生の段階から適切な支援につなげられる。更に、デジタル化が遅れているという問題もある。香川県の例を挙げると「かけはし」というものがある。幼少期から紙媒体にどのような薬を服用し



ているか等記入していき、記録とする。それを保護者が保管しておき、必要に応じて学校等に開示する。これもデジタル化していくと紛失のリスクが避けられるし、瞬時に情報のやり取りもできる。情報の接続も容易である。このような問題をこども家庭庁はどのように捉えているか。

【こども家庭庁】

御指摘いただいた課題はこども家庭庁としても認識をしている。小学校に入学する際に情報が円滑に接続されないのは大きな問題として伺っている。その他、デジタル化されていない、デジタル化されていても形式が揃っていない。また更新を怠っていてうまく引継ぎができない等の課題を聞いている。こども家庭庁としてもいただいた意見を参考に、解決策を探っていきたい。

【全日教連】

データ連携について伺いたい。こども家庭庁主導で行われていると認識をしているが、省庁間のデータ連携はやはり難しいのか。

【こども家庭庁】

児童福祉部局が主導して、このデータを連携させようと思っても、教育局からデータがもらえないということがある。その理由としては、法律で定められていないということを根拠に外に出せないというものである。このような壁があるので、なかなか協力を求めづらいというようなことをよく聞く。実証事業等で前例を積み重ね、国としてガイドラインを示していくような形で支援できればと考えている。

【全日教連】

子供が生まれてからの1歳、3歳の法定健康診断のデータが、就学時健康診断の際の学校現場

に全く引き継がれていない。就学時健康診断は文部科学省主管で学校現場において入学前に行っているものである。情報が引き継がれていないため、就学時健康診断の際に初めて学校としてこの子供は発達上の課題があるかもしれないと気付くことがある。この時点で課題が判明した場合、学校内の支援体制が後手に回る可能性がある。厚生労働省や文部科学省には、法定健康診断のデータと就学時健康診断のデータを連携できないかと要望をしているところである。このデータ連携が円滑に進むと配慮の必要な子供に早急に適切な支援を行うことができる。こども家庭庁が生まれたことを契機としてデータ連携が円滑に進むようにリーダーシップを発揮してもらいたい。

【こども家庭庁】

こども家庭センターの話の際も触れたが、そういった組織がしっかりリーダーシップを取って、教育と福祉が一体となって支援していける体制が整ってくると、そうした乳幼児検診の情報も、おそらくスムーズに引き継ぐことができると思う。今後もしっかりと取り組んでいきたい。

【全日教連】

フィンランドの例がある。生まれてから自然と相談ができる場所があり、より良い発達につながる情報を関係者で共有する。学校現場には、子供たちの氏名、住所等のデータも入学時入手することができない。市役所から就学児のいる家庭に、どの小学校に入学するかという案内の葉書が届く。その葉書を学校現場に持参することで、初めて学校現場は入学する子供の情報を知ることになる。それから、その葉書を元に私たちは手打ちでデータを作る。こんな無駄なことはないのではないか。市役所は当然データを持っているのに、そのデータを前もって学校現場に渡すことはないのである。

【こども家庭庁】

とても貴重な現場の具体的事例を聞かせていただき感謝している。課題解決に向けてこども家庭庁として全力で取り組んでいく。



【総務省】

要望内容 ※は回答を求める事項

教育関係施策及び関連予算に関する要望

- 1 教育公務員を含む地方公務員の労働基本権について、引き続き制限を設け、代償措置としての人事委員会勧告制度を堅持すること
- ※2 教育 DX の実現に向けて、「デジタル田園都市国家計画ロードマップ」に示されているように地域協議会での協議をもとに、5G、光ファイバをはじめとする情報通信基盤の整備を推進すること
- 3 「個別最適な学び」の実現のため、関係省庁と連携し、校務系データと学習系データ、行政系データの連携及び利活用に向けたプラットフォームの構築を推進すること
- 4 主権者教育の推進に当たっては、政治的中立性の確保とデジタル・シティズンシップの育成に留意し、文部科学省と連携して取組を進めること
- ※5 地方の防災力強化に資するよう、学校施設を地域の防災拠点として機能させるための施設設備の充実や、災害時に確実な情報伝達が行えるよう環境整備を推進すること

総務省回答

○ 要望2について

携帯電話等エリア整備事業という補助事業のメニューの中に、5G 整備に関するものがある。具体的には過疎地等の条件不利地域において、自治体や、携帯事業者が 5G の基地局施設等の整備をする場合に、その整備費用の一部を国が補助するというものである。総務省では、今年の 4 月 25 日に、デジタル田園都市国家インフラ整備計画を改訂しており、その中に、5G 整備に関する目標も盛り込んでいるところである。その目標の達成に向けて、必要な予算を確保し、地域協議会等も活用しながら、教育 DX に必要な 5G 整備がより推進していくようにしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

光ファイバーの整備事業の中に高度無線環境整備推進事業というものがあり、毎年、補助金を予算化しているところである。令和 5 年度についても計 42 億円の予算を確保しており、条件不利地域をはじめとする地域への光ファイバーの整備に関する補助金や既存の自治体が整備した光ファイバーの設備についても高度化して速度を上げたり、民間へ移行して、運営したりしていくた

めの、持続可能な光ファイバーに資するような補助金を予算確保している。今後もインフラ整備について、貢献していきたいと考えており、地域協議会等開催する中で、地域の実情を踏まえた整備を今後も進めていきたい。

○ 要望5について

消防庁において緊急防災減災事業債というものを扱っている。学校対象というよりも、あくまで、市町村の指定避難所として指定してもらった場合に限るが、生活環境の改善として、トイレや更衣室等、そういったものの整備の中に、Wi-Fi の整備というものが含まれている。Wi-Fi については、家庭にあるような、ルーターを置くようなものは対象外であり、あくまで LAN ケーブルの敷設工事や、光回線を通すための非常用電源、そういったものの整備とセットであれば対象となる。それから昨年度から学校法人が行う対応についても自治体の方で補助を行えば、それに対して国が防災減災事業債を出すということになった。一般の公立学校だけではなく、学校法人も対象になるところである。

地域デジタル基盤推進事業という補助金もしくは、実証事業、そういったメニューで、地域の課題解決という目的から、防災力を高めるインフラ整備を Wi-Fi やローカル 5G、光ファイバーに関しては行っている。例えば地域の課題解決という目的で、条件不利地域において 5G 整備が追い付いていないとか、そういったところに対してローカル 5G 等の敷設を検討する場合には、補助事業を行っている。本事業については6月9日から、公募が始まっており、来年度も引き続き予算要求をしていきたいと考えている。

質疑応答

○ 要望2に関連して

【全日教連】

私は栃木県に住んでいる者であるが、やはり都市部、地方部それぞれ実情が異なる。そういったことを踏まえて、地域協議会等で協議を行いながら進めてもらえるとのことで、我々も期待をしている。一方で教職員としての立場からは、教育 DX に資するために、地域住民へのインフラ整備とともに、学校の子供たちが享受できるようにインフラ整備を進めてもらいたいと考えている。



【総務省】

我々も教育 DX に資するためのインフラ整備についての意義は理解をしている。そのためにも、デジタル田園都市国家インフラ整備計画を策定し、5G 整備に関する目標を掲げている。また防災という視点では、公衆無線 Wi-Fi の整備・支援を総務省として行っている。まずは必要な予算を確保し、着実にエリアを広げていくことが要であると考えている。

【全日教連】

一人一台端末の整備がなされ、ハード面は充実した。他方インフラ整備が追い付いていないので、3クラス同時に、インターネットに接続すると回線につながらなかったり、低速通信になったりしている。これでは、満足に端末を使いこなすことができない。学校で端末を十分に活用できるように早急にインフラ整備をお願いしたい。

【全日教連】

着実に 5G 整備や光ファイバー、公衆無線 Wi-Fi 等の整備を進めてもらえることありがたいと思っている。このような整備を進めてもらえることで、ビッグデータや高速通信が可能となるわけだが、一方でセキュリティ面について心配をしている。学校では個人情報扱うので情報流出等があるのはならない。国で公衆無線 Wi-Fi や光ファイバー等のセキュリティ対策は行っているのか。

【総務省】

セキュリティ対策については、補助メニューに上がっておらず、各自治体で対応してもらうこととなる。国の補助金を使うことになるので、こちらで採択する段階では、セキュリティ対策がなされている状況ということである。もちろん、総務省として必要な情報提供は行い、支援はしていく。

○ 要望5に関連して

【全日教連】

私は徳島県の教師であり、阪神淡路大震災に被災して徳島県に越してきた教え子がいる。そのような子供たちと接していると、防災意識の高さに驚かされる。例えば、今日地震が起きたとしたら、「家族の待ち合わせはどこにする」や「避難場所の〇〇中学校に行く」等、事前のシミュレーションを欠かさない。今の話にもあったが、多くの自治体では学校の体育館等が避難場所に指定されている。地域住民が避難をした際、情報通信が命綱ではないか。情報のやり取りを行いたいときに満足に行えないとすると、避難された方やその御家族が混乱すると思う。要望2でも触れたように、体育館を含む学校内のインターネット環境は脆弱である。また避難された方が多数に及ぶ場合、体育館に収まりきらず、普通教室等にも避難された方が居住する可能性もあるかもしれないので、防災の視点からもお伺いしたい。2020年の2月に公表されている防災等の Wi-Fi 環境の整備計画の中で、平時のときと災害時のときのリバーシブルな Wi-Fi 活用計画が出ている。これは、日頃は教育活動で活用している Wi-Fi を災害時に切り替えて、防災利用していくというものであろうが、現在そのような取組をしている自治体はあるのか。その他好事例等あれば聞かせていただきたい。

【総務省】

手元に資料等なく、今すぐにお示しできる情報はないが、先程説明をした指定避難所については避難者を対象にしており、体育館等は、可能性はあるが普通教室は対象外となる。消防庁の緊急防災事業債としては、教室等に Wi-Fi を整備できない。教室は学校の子供たちのためにあるもので長期間の避難をしていただく方に提供する場所ではないと考えている。ただ、この場で貴重な情報提供をいただいたので、関係各所と協議を行って今後の施策に生かしていきたい。

【全日教連】

本来、学校現場等の環境整備は各自治体で整備していくことと承知をしているが、防災に資する環境整備という視点で国からの明確な指針及び整備に係る支援があればよいと考える。今伺った話によれば、体育館は指定避難所に指定されていて支援の対象になるかもしれないとのことであった。体育館は、日頃授業で活用するので Wi-Fi 環境が備わっている学校もあると思う。総務省主導で体育館における Wi-Fi 環境を整備してもらえると授業でも活用でき、災害時にも役立つものとなる。是非リバーシブルな活用ができるよう環境整備を進めてもらいたい。

【総務省】

非常に有意義な時間をもつことができた。いただいた意見を参考にしっかりと取組を進めていく。



【厚生労働省】

要望内容 ※は回答を求める事項

教育関係施策及び関連予算に関する要望

- ※1 児童生徒の自殺を防止するため、電話や SNS 等を用いたインターネット相談窓口を活用した相談体制や関係諸機関による連携の強化を図ること
- 2 児童虐待を防止するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に則った関係機関等における支援相談体制の強化を図ること
- 3 ヤングケアラーの早期支援のために、ヤングケアラーへの理解を促す取組の推進や関係諸機関による支援体制の強化を図ること
- 4 医療的ケア児が学校や地域社会において必要な支援を受けられるよう、支援相談体制の強化を図ること
- 5 困難な状況にある子供たちに、必要な支援を行き届かせるために、関係省庁と連携して、子供に関するデータの連携や利活用に向けた取組の推進を図ること
- 6 学校健康診断情報の PHR への活用にあたっては、文部科学省による実証研究の成果等を踏まえ、学校現場の負担とならない形で実施すること
- 7 関係諸機関と連携して、子供の福祉、保健、医療等に関する一体的な支援に向けた体制の整備を進めること

厚生労働省回答

○ 要望1について

御承知の通り、内閣府の時代から現在に至るまで地域自殺対策強化交付金という補助金を備えている。この中に、地方向けあるいは、全国的な SNS 相談を実施する民間団体に対する国庫補助を実施しているところである。座間事件を契機に全国的な SNS 相談を実施することとなった。そこから現在に至るまで5団体に対して国庫補助を行っている。支援した結果 SNS 相談窓口が開設されることとなった。それ以外にも各自治体で独自に SNS を開設されている自治体もあるが、基

本的には国の方で対応しているところである。今回要望いただいた通り、SNSは距離を超えて支援の輪が広がるとともに、若者の多くは電話よりはSNSの方がハードルは低いと感じている。直近の実績を申し上げますと、令和3年度、24時間体制で対応してもらえる「あなたの居場所」というものが新たに相談窓口に加わったこともあり、令和2年度の実績である6万件程度のSNS相談から20万程度加算されていると承知している。我々としても財政当局に諮りながら、引き続きしっかり予算を確保していきたいと考えている。今まで補正予算で組んでいたものも含めて今後の予算の中では当初予算化してやっていかななくてはならない。

直近の令和4年度の自殺統計における確定値の中で500人超という状況が続いているというのは非常に厳しい状況にあると認識をしている。仮に前年から数値が減っていたとしてもそれは決して楽観視できるものではなく、自殺者数としては累積していると捉えている。やはりそこはもう1人でも2人でも数を減らしていくための環境整備をやっていかねばならないと思う。これは幅の広い話になるが、自殺対策予算として組んでいるところであるが、それこそ自殺対策は、あらゆる施策が本来は自殺対策につながるものと考えている。厚生労働行政ばかりではなく、経済産業省の施策や他省庁、文部科学省の施策にも該当する。こども家庭庁がこれから実施する対策というのも含めて、あらゆるものが自殺対策につながる。自殺総合対策大綱を踏まえ、各省庁がしっかり連携した形で対応を進めていかなければならない。

関係諸機関の連携体制の強化という視点で言うと、子供の自殺対策緊急強化プランで示されているように、電話・SNS等を活用した相談体制の整備を引き続き実施していくとともに、大きな柱として、長野県庁が実施している「子供の自殺危機対応チーム」というものを設置している。全国おしなべて見たときに、各自治体の中での自殺対策への対応というのは割と他の施策に比べると、予算としてあまり潤沢ではないことが往々にしてある。長野県庁の発案になってしまうが「子供自殺危機対応チーム」と称して、自らの自治体で充分に対応できない場合、予めリストアップしているスクールソーシャルワーカー等の専門家に対して伴走支援をお願いするというものである。実際に直接支援に近い形で一緒に現場に入ってもらう場合もあるし、コアチームと地域のチームという形で2つに分けた形で伴走支援を行ってもらうとお聞きしている。厚生労働省としても令和5年度の概算要求の中で若者の自殺危機対応チームという形で地域自殺対策強化交付金を補助金の事業メニューとして組み込んでいる。本来であればすぐに全国的に展開すればいいのだが、結局その伴走支援するというようなことになってくると、自治体側の受入・準備体制も十分必要になる。まず、厚生労働省としては、その全体の交付金の中のスキームとしてモデル事業という形で、実施してもらおうというようなことを考えている。今年度からいくつかの自治体に手を挙げてもらって、そこでエビデンスを集積したうえでそれをマニュアルガイドラインに落とし込んでいき、全国的に実施できるような体制を組んでいければと考えている。国においても関係省庁が手を取り合っていく、自治体においても関係諸機関で自殺対策を行っている対策部局だけではなく、その庁内庁外の中でしっかりと連携し合ったうえで子供の自殺対策を行っていきたい。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

子供たちが使いやすい SNS を活用した相談窓口を 24 時間体制で令和 3 年度から整備してもらっているとのこと大変ありがたいと思っている。子供たちの相談窓口の整備については引き続き厚生労働省で所管していくとのことであったが、こども家庭庁ができたことで、この事業も移管されていくのか。



【厚生労働省】

厚生労働省としては対象を特段絞っているということではない。先ほど申し上げた SNS の団体の中に「チャイルドライン」も入っているところではあるので、そういったところをこども家庭庁に移管するといった動きは今のところは考えていない。少なくとも今ある 5 団体に対しては、公募型の補助を行っているところであり、公募型の補助である以上、SNS を用いた相談窓口については引き続き厚生労働省が開設・支援を行っていくということは間違いない。子供だけということで対象を絞った形ではまた別の切り口があるかと思う。学校行政の視点で考えると、不登校の子供たちはどうするのかという話にもなるので、我々はそこも含めて全体を拾い上げていくことになる。私事ながら私の子供は LINE を使っているけれども、やはり電話番号をもっていないと LINE を使用できないというようなこともある。それならば、電話番号を介在させずにできる Web チャット方式にする等、同じ SNS でも様々、活用の仕方があると思う。各団体も匿名性があつたうえで、相談しやすい環境作りというように様々工夫を凝らして行ってもらっている。我々としても、引き続き、電話・SNS 等の相談窓口体制については、必要な予算をしっかりと確保して拡充に努めたい。

【全日教連】

現在、学校現場には端末が整備され、子供たち一人一人が端末を持っている。この端末を用いて、子供たちの相談に乗るような仕組みづくりについて、文部科学省等と連携して取り組んでいることはあるか。

【厚生労働省】

その端末がどの程度まで活用されているのかが重要であるかと思う。私の家庭を見ると、子供がその端末を家庭に持って帰ってきていることがほとんどないのが実情である。国からプッシュ型でいろいろ申し上げると現場はついてこないということが往々にしてある。文部科学省と連携して端末の活用が可能かどうかは今後の課題である。

【全日教連】

全日教連としては、今後、リスクの早期発見のためにこの端末を活用できるのではないかと考

えている。厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省が連携体制を構築し、実現のために動いてほしい。コロナ禍を過ごした子供たちにどのような影響があるのか見えにくい部分がある。我々も学校現場で働く者として、その場で気付かなければいけないし、相談相手にもならなければいけないのだけれども、現状全てに対応するのは難しい部分がある。それを補う形で、SNS、「命の電話」等の相談窓口の充実を図ってもらいたい。

【厚生労働省】

本日は、多くの御意見を聞かせていただいた。いただいた意見を参考にしながら、今後の施策に生かしていきたい。



【文部科学省】

要望内容 ※は回答を求める事項

文教予算及び教育施策等に関する要望

- 1 きめ細かな指導と円滑な学校運営を行うために、学級編制標準の引下げと教職員定数の改善を図ること
 - ※(1) 学校規模別教職員配置の標準を引き上げること
 - (2) 中学校における1学級の生徒数の標準を35人に引き下げること
 - (3) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現するため、小学校・中学校ともに、30人学級を見据えて継続的に議論を進めること
 - (4) 小学校高学年における教科担任制の推進に必要な専科指導教員の配置拡充を図ること
 - (5) 今日的な教育諸課題に対応するために必要な加配定数の維持改善を図ること
 - (6) 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置促進を図ること
 - (7) 教師不足を解消するために、地方公共団体が正規教員を長期的に増員するための計画を立てられるように支援をすること
- 2 教職員の給与について、職務と責任に見合ったものとなるよう改善を図ること
 - (1) 義務教育諸学校の教育職員の給与について、人材確保法の初心に立ち返り、優遇部分の拡充を図ること
 - ※(2) 教職調整額について、教員勤務実態調査の分析結果をもとに適正な額となるよう見直しを図ること
 - (3) 教職員の標準的な職務に照らした給与体系のモデルを示すこと
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、現在、地方財政措置されている教材費等についても義務教育費国庫負担制度の対象とすること
- 4 教師が教育専門職として職務に専念できる環境を整備するために、学校における働き方改革の推進を図ること
 - (1) 教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員等の支援人材の更なる配置拡充を図ること
 - ※(2) 部活動の地域移行に向けて、運営団体や指導者を確保するための財政的支援、学校単位で参加する大会等の見直し、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置等の取組を確実に進めること
 - (3) 教職員の精神疾患による病気休職者数が高い水準で推移している現状を踏まえ、教職員のメンタルヘルスに対する取組の充実を図ること

- 5 教育 DX の推進に向けて、必要な環境の整備を図ること
- (1) 学校における ICT 環境の整備に必要な予算を確保すること
 - (2) 教育データ等を効果的に活用するためのシステムの構築を進めること
 - (3) 学習者用デジタル教科書について、普及促進事業の拡充を図るとともに本格的に導入する際には紙の教科書と同様に無償給与の対象とすること
- ※(4) 1人1台端末の国費での更新を含む新たな ICT 環境整備方針の策定等の取組を推進すること
- 6 安心安全な学校生活を保障するために必要な環境の整備を図ること
- (1) いじめ、不登校、虐待、自殺等の問題に対応するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置や支援相談体制の拡充を図ること
 - (2) 不登校児童生徒のみならず、不登校傾向にある児童生徒の実態を的確に把握できるように調査の方法を見直すこと
 - (3) 登下校中の事件や事故から子供たちを守るために、通学路や学校周辺の安全確保等、地域人材を活用した取組を推進すること
 - (4) 学校施設の改修整備を進めるために必要な予算を確保すること
- 7 「新たな教師の学び」を支える研修制度について、教師の資質能力の向上と負担軽減が両立できるものとする
- (1) ガイドラインに基づいた運営について、都道府県・市町村教育委員会に対し、指導助言を行うこと
 - (2) 教師自身が必要とする研修を主体的に受けることができるよう、ニーズに応じた研修の更なる充実を図ること

文部科学省回答

○ 要望 1 (1) について

義務標準法を改正し、約 40 年ぶりに公立小学校の学級編成の標準を 40 人から 35 人に引き下げることとした。今年度についても 35 人学級の計画的な推進を行っていくための予算が手当されている。その他、小学校高学年の教科担任制、通級指導、様々な生徒指導上の課題等への対応等についての定数改善に尽力していく。5 月 22 日に永岡文科大臣が中教審に諮問して、教員の配置を含む学校運営体制の充実について中教審で総合的に対応していくこととなった。しっかりその検討を踏まえて、今後も対応していきたい。

○ 要望 2 (2) について

教職調整額については、給特法のそもそもの理念を十分に踏まえたうえで対応していきたい。中教審の諮問の中で、教師の処遇を含めた、給特法の在り方について触れられているので具体的に今後も検討をしていく。教員勤務実態調査の速報値の状況も踏まえながら教師の処遇改善をはじめとする学校の働き方改革、学校の指導体制の充実等、総合的に検討してまいりたい。

○ 要望4(2)について

部活動については、今年度から3年間を「改革推進期間」と位置付けている。休日の部活動の地域連携、地域移行に取り組みながら、地域の実情に応じて早期実現を目指していきたい。部活動の地域移行については実証事業を行っていて、その中でコーディネーターの配置を検討している。370の自治体で実証事業が行われていると承知しており、その取組の中で成果と課題を検証していく。参加資格については中体連で解釈・基準が変更されており、今年度から地域のスポーツ団体等の参加が認められている。都道府県規模の大会においても同様に見直しが行われていると聞いている。今後の大会等の在り方について都道府県の中体連において、必要な検討等が行われているので、必要な協力や支援等、昨年度に引き続き行っていきたい。スポーツ庁長官も「着実な実施を行っていく」と言及しているので一丸となって取り組んでいきたい。文化部については実質、全国大会では、現行でも地域のクラブでの参加が可能だとは聞いている。特に中学校の設置率が7割を超えている休日の活動の多い吹奏楽については今年度から、全日本吹奏楽連盟によって地域のバンドの加盟登録が認められた。各支部や連盟の判断で、県大会支部大会までに出場を認め、来年度から全国大会出場も認めると聞いている。子供たちの様々な学びの場である、スポーツ文化活動の機会確保のためにも、しっかり取り組んでいきたい。

○ 要望5(4)について

令和2・3年度の補正予算で従来の取組を加速して、一人一台端末を整備したところである。コロナ禍ということもあり、短期間で整備してもらえたこととなった。今はまさに本格的な活用のフェーズに入っているのではないかと思われる。引き続き端末を徹底的に活用してもらうために、昨年度の補正予算でGIGAスクール支援センター等の整備に係る支援を行った。教師の皆さんが真に行うべき教育活動に傾注できるように支援を行っているところである。活用状況を見ると、昨年の4月時点で「毎日使っている」という小中学校は約55%となっている。相当の国費をかけて端末の整備を推進したので、更に利活用を推進していくというのも課題だと考えている。令和5・6年度をターゲットに日常的な活用に100%にするという計画を作っていこうと考えている。ただ端末の更新も待たないでなので、対応を考えていかななくてはならないが、今の情勢を見ると、国が主導して進めていくこととなるのではないか。先月行われた金沢、富山での教育相サミットでも大きな話題になったのが、日本におけるGIGAスクール構想だと聞いている。これだけの人口規模のある国で、短期間に整備できたことを賞賛されている。この取組によりコロナ禍にあっても学びを止めなかった点についてもG7教育相の方々の関心が高かった。今のところ来年度に更新するという自治体は市町村ベースで約8%あると聞いている。それらも踏まえて自治体が円滑に更新できるように、引き続き、関係部局へ強い働きかけを行っていきたい。

質疑応答

○ 処遇・業務改善について

【全日教連】

処遇改善については、「骨太の方針」に盛り込まれる等、様々情報が出ている。全日教連としても早くから要望している事案で、前向きに動き出している実感があり、ありがたく思っている。大

学生等、若い年代の方が教職に就いてくれない現実があり、教師不足は深刻化している。先日公表された教員勤務実態調査でも、教師の時間外勤務が話題に上ったが、教師が行っている業務の内、教員免許がなくてはできない業務と教員免許がなくてもできる業務のすみ分けはできると思う。教員免許がなくてもできる業務は教師の手から離してもらい、処遇改善とともに、業務改善も進めてもらいたい。このような手立てがなされたら、我々教師の時間外勤務も縮減していくだろう。報道等で、今の子供たちの将来なりたい職業の中から、教師が消えた。非常に悲しく思っている。これが今の状況を物語っていると思う。教職調整額の引上げ等、処遇改善がなされたら、少しは若者の胸に刺さるのではないか。やりがいという言葉だけで若者はもはや教師を目指さない。このまま前進を止めずに処遇改善を形にしてもらいたい。

【文部科学省】

我々も教師不足の状況、認識しているところである。言われたように、教師の処遇の在り方の検討については岸田首相をはじめ、様々な方が言及をされている。先程も回答させてもらったが、中教審でも給特法の在り方を検討すると言及しているので、文部科学省としても関係省庁と連携をしながら教師の処遇の在り方について検討していきたい。

○ 部活動の地域移行について

【全日教連】

令和5年度から「改革推進期間」が始まり、その中で実証研究もしていただいで着実に前進していると理解をしている。これからの3年間についてお尋ねしたいことがある。まず、経済的な支援についてどのような仕組みを想定されているのか。外部の指導者が入ってきたときに、もちろん受益者負担という側面もあると思うが受益者が対価を支払うのが原則ではないかと思う。現状では、学校の部活動より、外部で活動した方が、費用負担が大きい。学校でほぼ経済的な負担がないことを考えると、何倍にもなってしまうかもしれない。例えば、私自身は専門がサッカーだが、サッカーでクラブチームに入ろうと思ったら、月1万円以上の負担となる。それに加えて、現地集合の場合や大会ごとの遠征費負担もある。一方で学校部活動の場合は地区ごとで行っていくので、あまりお金がかからない。全ての家庭が経済的に、ゆとりがあるとは限らない。経済的に苦しい家庭もある。今後地域移行を進めたときに、教師としてつらいのは部活動をやりたいけど、できない子供が現れることである。子供たちが家庭の経済状況を気にかけて悩む環境だけは避けたい。この改革推進期間で、経済的なサポート等、どのような仕組みをつくっていくのか。現時点でプランがあれば聞かせていただきたい。



費用負担が大きい。学校でほぼ経済的な負担がないことを考えると、何倍にもなってしまうかもしれない。例えば、私自身は専門がサッカーだが、サッカーでクラブチームに入ろうと思ったら、月1万円以上の負担となる。それに加えて、現地集合の場合や大会ごとの遠征費負担もある。一方で学校部活動の場合は地区ごとで行っていくので、あまりお金がかからない。全ての家庭が経済的に、ゆとりがあるとは限らない。経済的に苦しい家庭もある。今後地域移行を進めたときに、教師としてつらいのは部活動をやりたいけど、できない子供が現れることである。子供たちが家庭の経済状況を気にかけて悩む環境だけは避けたい。この改革推進期間で、経済的なサポート等、どのような仕組みをつくっていくのか。現時点でプランがあれば聞かせていただきたい。

【文部科学省】

今年度からの3年間で参加費用の負担、支援等についても考えていきたいと思っている。もともと子供たちがスポーツや文化芸術に触れる機会をなくしてはいけないという考えのもと、地域

移行を進めている。経済的事情で部活動をあきらめてしまうことはあってはならないと考えている。地域の実情に応じて取組を支援していきながら、成果の発表に努めていきたい。

【全日教連】

指導者の確保のための兼職兼業の仕組みについて、どうなっていくのか現場の中で不安な声がある。部活動地域移行に伴って、外部指導員を確保していくと思うが、地域によっては人が足りなくなるのではないかと。私は徳島の者だが、各学校に部活動が15～20ある。現状、外部指導員がその学校に何人いるかといったら1人か2人である。今、教育委員会も必死に集めてくれてはいるが、これからの3年間で全ての学校に外部指導員を確保するのは、難しいのではないかと。教職員の中で、指導能力があり、これからも指導を継続していきたいと望む教職員もいる。このような人材を活用する手立てもあると思う。兼職兼業について制度として備わっていることは承知しているが、実際にどのような形で現場に浸透させていくのか。今後想定していることがあれば、聞かせていただきたい。

【文部科学省】

兼職兼業については御指摘のように制度としては存在している。地域の実情は様々であるので、この3年間かけて地域の実情に応じて、子供たちのためになる部活動の在り方を実証していく。兼職兼業を使って持続的な部活動ができる場所とそうではないところがあると思う。その辺りをどうしていくのかということではまさにこれから決めていくことである。改革推進期間の3年間の中でしっかり実証していきながら地域の実情をお聞きして、よりよい部活動の在り方を検討していきたい。6月9日、都道府県向けに部活動地域移行に向けてどのようなことが課題かということについて調査を出した。その結果も踏まえ、更なる支援について考えていきたい。

【全日教連】

文化部活動についても実は課題が多い。文化部は運動部に比べて指導者を見つけにくい。吹奏楽部は民間の団体もあるが、民間と学校は関係性の構築が難しい。このような事情があるので、これからの3年間で全部移行するというのは難しいことは承知をしている。移行していく中で、地域スポーツの核となることができる者は兼職兼業を発令し、報酬手当を出すという方策も考えられる。

○ 一人一台端末の更新について

【全日教連】

一人一台端末を全国に整備をしていただけてありがたく思っている。山口県下関市の実情を申し上げますと整備される前は学校に数台しかタブレットがなかった。そうなるクラスで使用する場合に、どうしてもタブレット機器に詳しい子供中心に活動を行うことになる。調べ学習にしても、一部の子供がメインで端末を扱ってきた。それが一人一台端末を整備してもらったことで、一人一人興味関心をもって、調べ学習をすることができている。一人一台端末が整備される前、現場の教員から、不安の声もあったのだが、実際、入ってみると、様々授業に活用できることを実感して大変喜ばれている。子供一人一人の意見をすぐに集約し、電子黒板に表示することができるとともに、ある子供の意見を電子黒板に大きく映して、共有することもできる。現場ではかなり活用が進んでいるのではないかと。先程55%の学校が毎日活用しているとお聞きした。今では更にパーセンテージが上がっているのではないかと感じている。この流れを止めないためにも、是非国費

での更新をお願いしたい。

【全日教連】

私たちも活用状況が 55%では途上だと考えている。今は何とか使っている状況から、次の5年では、更に活用が進むだろうと考えている。クラウド化、ネットワークのより良い利活用も進展するだろう。国費による更新が実現すると何百億円というお金を使うこととなるので、我々全日教連としても毎日の活用が 100%に近づくよう所属団体を通じて働きかけていきたい。

【文部科学省】

国会の場等でも同様の話を伺っている。文部科学省としても端末の重要性は理解をしており、今後も活用を進めてもらいたいと考えている。自治体の更新が円滑に進むよう、関係部局へ働きかけを行っていききたい。

